

返戻ポリシー（サービス保証）

1. 本契約に基づき乙から紹介された候補者が、甲における雇用開始から 90 日以内に甲の責に帰さざる理由によって離職したとき、乙がかかる離職について雇用が終了した日から 14 日以内に書面で通知されている場合には、乙は甲の追加費用負担なしにかかる雇用終了日から 3 ヶ月の期間内に当該候補者の代替を探すべく合理的努力をするものとする。「雇用の終了」とは、甲における候補者の雇用が法的に終了する日を意味するものとする。両当事者による別段の合意が書面によってなされない限り、契約書上における代替候補者の紹介は当該候補者と同じ役職において一度限りとする。本項に基づいて行われる代替候補者の雇用の後、結果としてさらなる代替候補者を雇用する場合は、追加手数料の対象となる。
2. 前項で定めた期間内に代替候補者の雇用が行われなかった場合は、乙は紹介手数料を雇用開始から雇用終了までの期間に対して 90 日間で按分した額を返戻するものとする。
3. なお、返戻は支払済の紹介手数料を超過せず、雇用開始から 90 日間経過後の雇用終了の場合の返戻もない。返戻は紹介手数料が契約書上の第 2.6 条の規定に従い支払われたときにのみ行われる。
4. 候補者の雇用開始前に甲が当該候補者に関する紹介手数料をすでに支払ったものの、結果として当該候補者の雇用を開始できないときは、乙は甲による当該候補者の雇用が開始すべきであった日から 3 ヶ月間、適切な代替の候補者を探すべく、速やかにあらゆる合理的努力をするものとする。適切な代替候補者の雇用が行われなかった場合は、甲に紹介手数料の全額を返戻するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日制定

許可番号：13-コ-316802

事業所の名称及び所在地 レカトコンサルティング株式会社
東京都港区南青山 2 丁目 2 番 8 号 DFビル 504C